

交通事犯等における胎児に係る法整備の検討を求める意見書

令和7年5月、愛知県一宮市において、交通事故により妊婦の尊い命が失われ、緊急帝王切開で出生した子には重篤な障害が残るという痛ましい事故が発生した。

刑法や自動車運転死傷処罰法においては、一般に胎児は人そのものではなく、母体の一部を構成するものと解されており、胎児を被害者として認め、加害者に相応の刑事責任を問うことには法的な制約があり、交通事故等において、胎児について自動車運転死傷処罰法を適用することは困難な現状にある。

本件の刑事裁判では、起訴後、検察が訴因変更を行い、出生した子の氏名や胎児の時に事故によって受けた影響を起訴事実を追加したが、事故当時に胎児であった子への過失運転致傷罪の適用は見送られた。

また、被害者家族からは、生まれた子も被害者として扱ってほしいとの切実な訴えがあり、この思いに賛同するオンライン署名は13万筆を超えている。こうしたことから、現行制度の在り方に対して、多くの国民が改善を求めていることがうかがわれる。

医学の進歩により、出生前の段階で胎児の発育状況を医学的に把握することが可能となった現代において、同一の加害行為による被害であっても、その被害の発生時点によって法的評価や取扱いに大きな差が生じる状況は、命の尊厳や公平性、被害者救済の観点から課題がある。

よって、国においては、交通事犯等において、母体への加害行為によって胎児にも影響が及び、出生後に傷害や死亡の結果が発生する事案について、関連する法制度や議論を精査し、胎児の法的保護に係る規定の整備に向けた検討を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月6日

愛媛県議会議員 松尾 和久

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
国土交通大臣
国家公安委員会委員長
内閣官房長官